

報 告

各自治体における児童虐待の傾向と
その防止・対応マニュアルについて

—東北6県および茨城県の比較検討—

古池 雄治¹⁾, 高橋実沙希²⁾

〔論文要旨〕

目 的：自治体の児童虐待対応件数（以下、件数）と公開された児童虐待防止・対応マニュアル（以下、対応マニュアル）を比較検討し、その特徴や課題を明らかにする。

対象と方法：対象は東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）と茨城県の計7県で、最近5年間の各県の件数とその推移などを調査した。また、各県の作成した公開された対応マニュアルの有無およびその内容を調査した。

結 果：山形県および宮城県を除き件数は明らかに増加していた。18歳未満人口千人当たりの件数は、最も多い青森県は5.2件で、最も少ない山形県は2.0件であった。全ての自治体で心理的虐待による件数が最も多く、通告経路では警察等からの件数が最も多かった。対応マニュアルは秋田県を除く自治体で作成・公開され、さらに宮城県を除きウェブ上での閲覧ができた。総ページ数は15~110ページ、全ての対応マニュアルで虐待の定義・種類、発見のチェックポイントなど7項目が記載されていたが、被虐待児の心理的治療と統計資料の記載率は低く、各自治体によって対応マニュアルの公開方法、分量、記載項目が異なることが明らかになった。

考 察：対応マニュアルには、上記7項目に虐待の発生要因、通告義務、相談・通告機関一覧、虐待の予防策などを加えた合計20項目の記載が望ましいと考えられた。さらに、ウェブ上に公開することで誰もが閲覧し活用できるため、児童虐待のさらなる予防と対応につながるであろう。

Key words：児童虐待，対応マニュアル，比較研究

I. はじめに

児童虐待は、一般に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、および心理的虐待に分類される。例えば、身体的虐待は首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、縄などにより一室に拘束するなどの身体への加害行為であり、性的虐待は子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどが挙げられ、ネグレクトは家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放

置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど適切な養育を行わないことであり、心理的虐待は言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前（面前）で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス、以下、DV）などの心理的な加害行為である¹⁾。

厚生労働省²⁾によると、平成28年度中に全国の児童相談所（以下、児相）が児童虐待の相談対応した件数は122,578件（速報値）で過去最多となっている。近年、心理的虐待に含まれる面前DVへの相談対応件数が増加しているが、これは児童の同居する家庭において配

Trend Analyses of the Manuals for Preventing and Responding to Child Maltreatment :
Comparison among Tohoku Six Prefectures and Ibaraki Prefecture
Yuji KOIKE, Misaki TAKAHASHI

〔3065〕

受付 18. 9. 7

採用 19. 5. 23

1) 茨城大学教育学部教育保健教室（研究職／医師／小児科）

2) 山形県鶴岡市立豊浦小学校（養護教諭）

偶者に対する暴力事案に警察が介入した際に、警察から児相への通告が増加しているからである。都道府県別では、平成28年度1年間の児童虐待相談対応件数（以下、対応件数）が最も多かったのは東京都で12,494件、最も少なかったのは鳥取県で84件であった。平成28年度の対前年度対応件数増減割合（以下、増減割合）においては、福岡県が1.9倍（1,229件から2,300件）と最も増加し、高知県が0.8倍（379件から291件）と最も減少した。平成27年度の18歳未満人口千人当たりの対応件数（以下、対応件数／千人）は、最多の大阪府が約11件、最少の鹿児島県および鳥取県では約1件と、10倍以上の開きがあった³⁾。このように、各都道府県児相の対応件数には大きな差があり、地域の環境や住民の関心度などさまざまな要因が影響していると推測される。特に各自治体においては、児童虐待の防止や対応マニュアル（以下、対応マニュアル）を作成し活用しているものと考えられる⁴⁾が、これまで各自治体の対応マニュアルを比較検討した研究は少ない⁵⁾。

本研究では、東北6県と茨城県により作成・公開された対応マニュアルの記載内容を比較検討し、特徴や課題を明らかにすることで児童虐待防止および対応の一助になることを目的としている。

II. 研究方法

1. 対象

東北6県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）と筆者の所属機関が所在する茨城県の計7県を対象として、各県（自治体）の対応件数やその推移を調査した。また、各自治体の作成した公開された対応マニュアルの有無およびその内容を調査した。本研究では、マニュアルとは対応の手順などを体系的にまとめた少なくとも数ページの冊子であるとし、一枚刷りや2ページ程度の印刷物はリーフレットとして除外した。

なお、今回対象とした自治体は、筆者らの勤務先などからによる選定であり、これらの自治体の児童虐待とその行政対応に特別意図するものがないことを付記する。

2. 方法

厚生労働省²⁾、対象とした各自治体の公式ホームページ^{6~14)}、独立行政法人統計センターの運用するホームページ「政府統計の総合窓口（e-STAT）」¹⁵⁾などから、平成24年度から平成28年度までの5年間の

児相による対応件数と年次推移、平成28年度増減割合（平成28年度対応件数÷平成27年度対応件数）および対応件数／千人（平成28年度対応件数÷平成28年度18歳未満人口×1,000）、虐待の種類および通告経路別対応件数について検討した。虐待の種類は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待による対応件数を、通告経路は通告件数が多い順に第4位までを調査した。ただし、対応件数／千人は宮城県のみ平成27年度の対応件数と18歳未満人口を用いて算出した。

次に、対象とした各自治体の公式ホームページから対応マニュアルの有無を調査し、対応マニュアルが存在している場合にはそれを入力した。青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県では、ホームページに对应マニュアルが公開されており、ダウンロードし、それぞれの県の対応マニュアルを得た。ただし岩手県は、現在公開され入手可能なものは要約版のみであり、宮城県は、県政情報公開室に情報開示請求を行ったところ、郵送にて入手できたものは概要版であった（表1）。秋田県は、対応マニュアルは存在せずリーフレットのみであった。

得られた6県（自治体）の対応マニュアル（表1）について、総ページ数および安河内ら⁵⁾による対応マニュアル内容分析項目に基づく計26項目に関して、記載の有無、ページ数などの分量、内容などを比較検討した。記載の有無について、項目の内容または項目の名称が異なっても内容が同等の記載がある場合は○、項目内容の一部記載または項目の名称のみ記載している場合は△、それ以外を×とした。

III. 研究結果

1. 各自治体の対応件数とその年次推移

対象自治体の対応件数とその傾向を以下に記す。

青森県では、平成26年度までは約800件と横ばいで、平成26年度834件から増加し平成28年度は949件であった。岩手県では、平成26年度までは約400件と横ばいで、平成26年度390件から平成28年度942件と増加し、増減割合は1.6倍と全国で5番目に増加した。宮城県では、平成24年度651件から平成27年度949件まで増加したが、平成28年度812件で増減割合は0.9倍と全国で2番目に減少した。秋田県では、平成24年度198件から次第に増加し、平成28年度410件と約2倍になった。山形県では、調査期間中300~400件前後で推移し、平成28年度331件と全国で5番目に少なく、対象自治体の

表1 各自治体の児童虐待防止・対応マニュアル

都道府県名	タイトル (発行)	発行年	URL
青森県	市町村のための子ども虐待対応マニュアル (青森県健康福祉部子どもみらい課)	平成18年	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/gyakutaimanual.pdf
岩手県	児童虐待防止ハンドブック要約版 (岩手県保健福祉部)	平成14年	http://www2.pref.iwate.jp/~hp1005/gyakutaibook/gyakutaitop.html
宮城県	子ども虐待対応マニュアル概要版 (宮城県保健福祉部子育て支援課)	平成25年	なし
山形県	市町村のための子ども虐待対応マニュアル (山形県子ども政策室子ども家庭課)	平成22年	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/manual/manual1.pdf (第1章) http://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/manual/manual2.pdf (第2章) http://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/manual/manual3.pdf (第3章) http://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/manual/manual4.pdf (参考資料・様式集)
福島県	ふくしま子ども虐待防止連携マニュアル (福島県)	平成16年	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/manual.html
茨城県	虐待から子どもを守ろう (茨城県)	平成26年 改訂	http://www.kids.pref.ibaraki.jp/~kids/kosodate/nursing/nursing08_1/gyakutaimanual/manualzentai.pdf

表2 各自治体の18歳未満人口千人当たりの児童虐待相談対応件数 (平成28年度)

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
18歳未満人口	182,105人	184,361人	352,098人*	126,192人	165,142人	284,899人	444,419人
児童虐待相談 対応件数	949件	942件	949件	410件	331件	956件	2,038件
18歳未満人口千人当たりの 児童虐待相談対応件数	5.2件	5.1件	2.7件	3.2件	2.0件	3.4件	4.6件

*宮城県は平成27年度の18歳未満人口による。

中では最も少なかった。福島県では、平成24年度311件から次第に増加し、平成28年度956件で増減割合は1.8倍と全国で2番目に増加した。茨城県では、平成24年度864件、平成25年度から平成27年度は約1,200件と横ばいであったが、平成28年度2,038件で増減割合は1.6倍と全国で4番目に増加し、対象自治体の中では最も多かった。

2. 各自治体の対応件数／千人

対象自治体の対応件数／千人では、青森県5.2件、岩手県5.1件、宮城県2.7件、秋田県3.2件、山形県2.0件、福島県3.4件、茨城県4.6件であった。最も多い青森県と最も少ない山形県の間には2.6倍の開きがあった(表2)。

3. 各自治体の児童虐待の種類および通告経路別対応件数

1) 児童虐待の種類別対応件数

種類別対応件数では、対象自治体の全てで心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトの順で、

性的虐待が最も少なかった(表3)。

2) 通告経路別対応件数

通告経路別対応件数では、全ての対象自治体で警察等からの通告件数が最も多く、近隣・知人からの通告件数は第4位以内で、学校等からの通告件数は茨城県を除き第4位以内であった(表4)。

4. 各自治体の対応マニュアル(表1, 5)

秋田県を除く対象自治体の対応マニュアルについての検討結果を以下に記す。調査項目で、特に記さない場合には記載分量はおおよそ1ページ以内であった。

1) 総ページ数(表5, 項目1)

対象自治体の対応マニュアルの総ページ数は、青森県98ページ、岩手県36ページ、宮城県15ページ、山形県52ページ、福島県65ページ、茨城県110ページであった。

2) 虐待の定義・種類(表5, 項目2)

対象自治体全てで、児童虐待の防止等に関する法律に基づいた虐待の定義および種類が1～2ページ記載

表3 各自治体の児童虐待の種類別相談対応件数（平成28年度）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
第1位	心理的虐待 (502件)	心理的虐待 (545件)	心理的虐待 (456件)	心理的虐待 (206件)	心理的虐待 (151件)	心理的虐待 (591件)	心理的虐待 (1,117件)
第2位	身体的虐待 (264件)	身体的虐待 (223件)	身体的虐待 (211件)	身体的虐待 (110件)	身体的虐待 (99件)	身体的虐待 (195件)	身体的虐待 (328件)
第3位	ネグレクト (146件)	ネグレクト (160件)	ネグレクト (139件)	ネグレクト (92件)	ネグレクト (77件)	ネグレクト (154件)	ネグレクト (372件)
第4位	性的虐待 (6件)	性的虐待 (14件)	性的虐待 (6件)	性的虐待 (2件)	性的虐待 (16件)	性的虐待 (16件)	性的虐待 (32件)

表4 各自治体の通告経路別児童虐待相談件数（平成28年度）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
第1位	警察等 (451件)	警察等 (573件)	警察等 (420件)	警察等 (199件)	警察等 (160件)	警察等 (604件)	警察等 (752件)
第2位	学校等 (109件)	近隣・知人 (93件)	近隣・知人 (136件)	近隣・知人 (58件)	学校等 (39件)	福祉事務所 (75件)	その他 (424件)
第3位	近隣・知人 (98件)	学校等 (77件)	学校等 (63件)	家族 (30件)	福祉事務所 (26件)	近隣・知人 (73件)	近隣・知人 (275件)
第4位	家族 (94件)	家族 (52件)	家族 (50件)	学校等 (20件)	近隣・知人(19件) 家族(19件)	学校等 (62件)	家族 (136件)

表5 各自治体の児童虐待防止・対応マニュアルの記載項目

	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県
1. 総ページ数	98	36	15	52	65	110
2. 虐待の定義・種類	○	△	○	○	○	○
3. 虐待の発生要因	○	△	○	○	○	○
4. 虐待の影響	○	×	○	○	○	○
5. 発見のチェックポイント	○	○	○	○	○	○
6-1. 子どもへの対応（発見時）	○	○	○	○	○	○
6-2. 子どもへの対応（一時保護）	○	×	○	○	×	○
6-3. 子どもへの対応（在宅支援）	○	×	○	○	×	○
7-1. 保護者への対応（発見時）	○	○	○	○	○	○
7-2. 保護者への対応（一時保護）	○	×	○	○	×	○
7-3. 保護者への対応（在宅支援）	○	×	○	○	×	○
8. 組織内の連携の在り方	○	○	○	○	○	○
9. 被虐待児の心理的治療	△	×	×	△	△	△
10. 法的制度	○	△	△	○	×	○
11. 通告義務	△	○	○	×	×	○
12. 通告先	○	○	○	×	○	○
13. 確証義務について	△	△	○	×	△	○
14. 記録の取り方	○	○	○	○	○	○
15. 虐待の予防策	○	○	×	○	○	○
16. 児童福祉施設等の説明	○	○	○	○	○	○
17. 相談・通告機関一覧	○	○	○	×	○	○
18. 事例紹介	○ (5)	×	×	○ (1)	○ (1)	○ (12)
19. 参考文献	○	○	○	○	×	○
20. 統計資料・虐待相談（自治体）の状況	×	×	×	○	×	○
21. 情報提供書等（書類）	○ (4)	×	×	○ (11)	○ (4)	○ (1)
22. フローチャートの有無	○ (5)	×	○ (1)	○ (2)	○ (6)	○ (9)
23. 要保護児童対策地域協議会	○	△	○	○	△	○
24. DV	○	×	○	○	○	○
25. 母子保健	○	○	○	○	△	○
26. 虐待の重症度・緊急度	○	○	×	×	○	○

○：記載あり，△：一部または名称のみ記載，×：記載なし，（）内の数字は数を示す（件数など）

されていた。青森県では「子ども虐待のとりえ方」、「『しつけ』と『虐待』の違い」、「兆候」などが、茨城県では「虐待としつけの違い」、「具体的な判断材料」がさらに加えられ、それぞれ2ページ記載されていた。

3) 虐待の発生要因 (表5, 項目3)

対象自治体全てで、虐待の発生要因を保護者側、子ども側、養育環境などに分類し半ページから2ページ記載されていた。青森県では、日本子ども家庭総合研究所編「子ども虐待対応の手引き」より「虐待に至るおそれのある要因 (リスク要因)」を加えて、福島県では「社会からの孤立」、「家庭の状況」、「親の生育歴の問題」、「子ども自身の要因」、「親と子どもとの関係」の5つの要因について、それぞれ2ページ記載されていた。

4) 虐待の影響 (表5, 項目4)

岩手県を除く対象自治体で、虐待の及ぼす影響について心身および対人関係への影響を中心に半ページから2ページ半記載されていた。山形県では「心身への影響」、「対人関係の問題」、「世代間の連鎖の問題」について、2ページ半記載されていた。

5) 発見のチェックポイント (表5, 項目5)

対象自治体全てで、虐待発見のためのチェックポイントが1~7ページ記載されていた。福島県では「地域の中で」、「集団生活の中で」、「医療機関の中で」、「保健機関の中で」におけるチェックポイントが4ページ、家庭訪問の際の観察ポイントが半ページ記載されていた。茨城県では「福祉事務所」、「児童委員、主任児童委員」、「児童福祉施設」、「保育所」、「市町村母子保健担当課、保健所等」、「医療機関 (子ども用・保護者用)」、「学校」の機関別チェックリストが計7ページ記載されていた。

6) 子どもへの対応 (表5, 項目6-1~3)

対象自治体全てで、虐待された子どもを発見した際の対応について、また岩手県と福島県を除き一時保護および在宅支援の際の対応についても記載されていた。この中で、青森県では安心感を与えること、岩手県ではふれあいの機会を増やすこと、宮城県では子どもの権利を最優先すること、山形県では安全と安心の確保を最優先すること、福島県では共感と指示がポイントであること、茨城県ではともに考えていく態度が大切であることが重視されて記載されていた。

7) 保護者への対応 (表5, 項目7-1~3)

対象自治体全てで、虐待を発見した際の保護者への

対応について、また岩手県と福島県を除き一時保護および在宅支援の際の保護者への対応についても記載されていた。この中で、青森県では虐待者・家族を追い詰めず孤立させないこと、岩手県では接触の機会を増やし、相談には一緒に考える姿勢を示すこと、宮城県では受容的対応と客観的立場をとること、山形県では犯人的な対応ではなく保護者理解につとめながら信頼関係を築くこと、福島県では受容的態度がポイントであること、茨城県ではともに考えていく態度が大切であることが重視されて記載されていた。

8) 組織内の連携の在り方 (表5, 項目8)

対象自治体全てで、虐待対応の際の組織内の連携については担当者一人で抱え込まず「検討会」などを開催し、組織として情報の共有および対応を検討するよう記載されていた。茨城県では会議や検討会を経て、組織の判断で虐待通告するよう記載されていた。

9) 被虐待児の心理的治療 (表5, 項目9)

対象自治体全てで、被虐待児の具体的な心理的治療の記載はなかった。しかし、青森県では医療機関の役割として心身両面の医学的ケアの必要性、山形県ではカウンセリング等の実施体制を整備したこと、福島県では精神保健福祉センターの治療的関わりと精神疾患ケースへのスーパーバイズの役割、茨城県では児相において精神科医等の専門の職員により心理的なサポートやカウンセリングを行うことが記載されていた。

10) 法的制度 (表5, 項目10)

青森県では児童虐待防止法や児童福祉法の改正ポイントなどが3ページ、資料として児童虐待防止法、児童福祉法、および児童の権利に関する条約の抜粋が10ページ記載されていた。山形県では子どもへの虐待に対応する法や体制が整備されたこと、および児童虐待防止法と児童福祉法の改正について約1/4ページ記載されていた。茨城県では資料として児童福祉法の抜粋、および児童虐待防止法がそれぞれ4ページ記載されていた。

11) 通告義務 (表5, 項目11)

岩手県では保育所・幼稚園、児童館、学校における対応で児童虐待防止法の抜粋として、宮城県では初期対応のポイントとして児童虐待防止法第六条の抜粋を引用して、虐待に関わる通告義務が記載されていた。茨城県では通告義務とともに守秘義務違反には問われないこと、さらに参考資料として児童虐待防止法第六条および児童福祉法第二十五条が記載されていた。

12) 通告先 (表5, 項目12)

山形県を除く対象自治体で、虐待に関わる通告先が関係機関一覧とともに記載されていた。通告先として、青森県では市町村の児童福祉担当課などや地域協議会の要保護児童対策調整機関、児童相談所が、岩手県では福祉事務所、児童福祉担当課、福祉総合相談センター、児童相談所が、宮城県では場合や緊急性別に市町村の保健福祉相談窓口、県保健福祉事務所、保健師、民生児童委員、警察が、福島県では児童相談所、福祉事務所、警察が、茨城県では市町村児童福祉担当課、児童相談所と地域の児童委員を介する虐待通告が可能であることが記載されていた。

13) 確証義務について (表5, 項目13)

青森県では虐待を受けたと思われる児童は虐待通告対象であること、岩手県では町村の対応として、迷った場合には緊急性が高い際は通告すること、宮城県では初期対応のポイントの中で、通告者に立証責任がないこと、茨城県では通告の情報が間違いでも、故意でなければ責任は問われないことが記載されていた。

14) 記録の取り方 (表5, 項目14)

対象自治体全てで、関係機関別に虐待に関わる際の時系列の詳細な記録の重要性が記載されていた。さらに、宮城県では医療機関は写真や画像等の記録を残すこと、山形県では学校・保育園等で傷等が観察された場合は写真に残して記録し、その際アザや傷の拡大写真を大きさがわかるように定規をあてるなどの詳細な方法、福島県では生々しい傷がある場合は写真撮影をする必要もあることが記載されていた。

15) 虐待の予防策 (表5, 項目15)

宮城県を除く対象自治体で、児童虐待の予防について1～3ページ記載されていた。青森県では虐待予防の3段階と発生予防への支援が3ページ記載されていた。岩手県ではさらに再発防止として、市町村在宅支援体制（見守り）について記載されていた。

16) 児童福祉施設等の説明 (表5, 項目16)

対象自治体全てで、児童福祉施設等についての説明が1ページ半から44ページ記載されていた。福島県では児童相談所および調整機関（福祉事務所・市町村福祉担当課・保健所・保健センターなど）、協力機関（学校・幼稚園・保育所・児童委員・主任児童委員・医療機関など）、支援機関（弁護士・医師・家庭裁判所・警察・法務局・民間虐待防止団体など）の役割と援助のポイントが機関別に7ページ、茨城県では福祉事務所、児

童委員、主任児童委員、児童福祉施設、里親、保育施設（保育所、認定こども園、認可外保育施設）、市町村母子保健担当課、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）、警察、弁護士、日本司法支援センター、家庭裁判所、配偶者暴力相談支援センター、発達障害者支援センター、人権擁護委員、民間虐待防止団体、社会福祉協議会の概要や役割が44ページ記載されていた。

17) 相談・通告機関一覧 (表5, 項目17)

山形県を除く対象自治体で、虐待に関わる相談・通告機関一覧が2～11ページ記載されていた。宮城県では県内の相談機関の地図も記載されていた。

18) 事例紹介 (表5, 項目18)

青森県では5つの虐待事例とその経過、山形県では多職種が連携して対応した虐待事例とその評価・反省、福島県では親子分離せず地域生活している虐待事例と関係機関の連携のポイント、茨城県では虐待種類別の12例とその対応、事例のポイントが記載されていた。

19) 参考文献 (表5, 項目19)

福島県を除く対象自治体で、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」など4～28編の参考文献が記載されていた。他県の作成した対応マニュアルを引用している自治体が多く、青森県では12編、岩手県、山形県および宮城県ではそれぞれ1編、茨城県では13編を参考文献としていた。

20) 統計資料・虐待相談の状況 (表5, 項目20)

山形県では全国の対応件数などが、茨城県では参考資料として県における児童虐待の相談対応状況が1ページ記載されていた。

21) 情報提供書等 (表5, 項目21)

岩手県と宮城県を除く対象自治体で、虐待に関わる情報提供書の様式が記載されていた。青森県では「虐待相談・通告受付票」、「児童相談受付台帳」、「送致書」、「児童記録票」の4種類、山形県では「虐待通告受付票」、「訪問の御連絡」、「通告書」などの11種類、福島県では「虐待相談・通告受付票」、「CA 情報連絡票」、「ワーキンググループ会議資料」、「ワーキンググループ会議記録」の4種類が記載例とともに、茨城県では「虐待相談・通告受付票」の1種類が記載されていた。

22) フローチャートの有無 (表5, 項目22)

岩手県を除く対象自治体で、虐待発見および対応などのフローチャートが記載されていた。青森県では「相

談援助の流れ」,「市町村内部での連絡・連携体制」,「一時保護に向けてのフローチャート」,「相談・通告から支援に至るまでの流れ」,「ネットワークのモデル的な実践例」の5種類,宮城県では「相談・通告,指導・援助,措置対応フローチャート」の1種類,山形県では「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」,「一時保護に向けてのフローチャート」の2種類,福島県では機関別のフローチャート6種類,茨城県では児童相談と機関別のフローチャート計9種類が記載されていた。

23) 要保護児童対策地域協議会(表5, 項目23)

青森県では要保護児童対策地域協議会の定義および概要,構成員,運営,守秘義務,フローチャートでの説明などが9ページ,宮城県と山形県では要保護児童対策地域協議会の説明が,茨城県では要保護児童対策地域協議会の意義と概要が2ページ記載されていた。

24) DV(表5, 項目24)

岩手県を除く対象自治体で, DV に関して記載されていた。青森県, 山形県, 福島県, 茨城県では面前 DV が心理的虐待にあたることが記載されていた。

25) 母子保健(表5, 項目25)

福島県を除く対象自治体で, 母子保健に関する説明が2~14ページ記載されていた。青森県ではハイリスク家庭の早期発見と援助における母子保健分野の取り組みが14ページ, 岩手県では母子保健事業での取り組みが6ページ記載されていた。

26) 虐待の重症度・緊急度(表5, 項目26)

宮城県と山形県を除く対象自治体で, 虐待の重症度または緊急度について半ページから3ページ記載されていた。茨城県では緊急性が高い場合の対応と緊急性の判断について, 虐待の重症度判断基準とともに3ページ記載されていた。

IV. 考 察

対象自治体すべてが記載していた項目は,「2. 虐待の定義・種類」,「5. 発見のチェックポイント」,「6-1. 子どもへの対応(発見時)」,「7-1. 保護者への対応(発見時)」,「8. 組織内の連携の在り方」,「14. 記録の取り方」,「16. 児童福祉施設等の説明」の7項目であった。これらは, 対応マニュアルとして必須であり必要条件を満たす項目であろう。5つの自治体で記載していた「24. DV」は, 面前 DV が心理的虐待になることやその家族への支援方法を知ること

により, 積極的な DV の予防や対応が可能となるため, 対応マニュアルにおいて独立した項目での記載が望ましいと思われる¹⁾。

一方で, 記載率が低かった項目は,「9. 被虐待児の心理的治療」,「20. 統計資料・虐待相談の状況」であった。項目9は, 医学的対応であり対応マニュアルの範疇ではないからであろう。しかし, 専門機関によるカウンセリングなどの必要性を記載していた自治体が4県あり, このような専門機関の名称や連絡先の記載により連携が円滑になり速やかな治療へと結びつく。項目20は, 各自治体の状況が対応マニュアルとは別に公表されている場合が多いため, 記載率が低かったと思われる。児童虐待の現況を把握することは, 児童虐待を身近なものと感じ危機意識の向上になることが期待されるため, 統計・対応件数などは対応マニュアルに掲載しても良いであろう。

各自治体における対応件数とは児童虐待の発見された件数であり³⁾, 関係機関や住民の児童虐待および通告についての認知, 通告環境, 児相の機能などに影響されると考えられる¹⁶⁾。したがって, 対応件数の多寡や増減が各自治体の児童虐待への対応の優劣を反映しているわけではないことに注意が必要である。以下に対象各自治体の対応マニュアルの特徴をまとめた。

青森県: 対応件数/千人は, 対象自治体中第1位と多く対応件数も増加していた。対応マニュアルは98ページで, 分析項目中×が1, △が3と記載率が高く内容は充実している。これにより, 青森県での児童虐待への意識と関心が高まり, 通告件数が増えているのであろう。しかし, 対応マニュアルには学校の役割の記載が十分ではなく, 実際に学校からの通告件数は比較的低かった。

岩手県: 対応件数/千人は, 対象自治体中第2位で対応件数も増加していた。対応マニュアルは各章に分けてホームページ上に公開されているが, 冊子としての作成ではなく検索性が低いと感じられた。また, 分析項目中×が11, △が5と記載率は低く内容がやや不十分と思われる。岩手県要保護児童対策地域協議会¹⁷⁾は, 対応マニュアルの改定を2020年までに行うとしている。

宮城県: 対応件数/千人は, 対象自治体中第6位, 増減割合は0.9倍で137件減少した。対応マニュアルは15ページと少ないが, 分析項目中×が6, △が1であり内容は充実している。また, 初期対応のポイントを Q

& A方式で記載し、県内相談機関の地図などが特徴的で読みやすい。各関係機関にとって活用しやすい内容と思われるが、ウェブ上で公開されていない。対応マニュアルの配布・配置状況は不明であるが、多くの人々への普及のためにはウェブ上での公開が望まれる。

秋田県：対応件数／千人は、対象自治体中第5位、対応件数はこの5年間で倍増した。秋田県には、対応マニュアルではなくリーフレットが存在した。対象自治体の中では対応件数は多くないが5年間で倍増しているため、対応マニュアルを整備していく必要はあると考えられる。

山形県：対応件数／千人は、対象自治体中第7位、対応件数は300～400件前後であった。対応マニュアルは、分析項目中×が5、△が1と記載率は比較的高く、「虐待通告の受理と対応」に重点をおき、関係機関の役割の説明や情報提供書等の記載が充実している。

福島県：対応件数／千人は、対象自治体中第4位、対応件数は平成28年度に427件増加した。対応マニュアルは65ページで、分析項目中×が8、△が4であった。作成は平成16年であるが記載内容に古さや矛盾はなく、各章のタイトルのデザインやフローチャート・図・箇条書きの多用などにより読みやすいマニュアルになっている。しかし、心理的虐待（面前DVなど）および最近の統計的データを記載した対応マニュアルの改訂が必要と思われる。

茨城県：対応件数／千人は、対象自治体中第3位、対応件数は平成28年度に778件増加した。平成26年度に改訂された対応マニュアルは110ページで、分析項目中△が1のみで記載内容は充実している。機関ごとに役割および対応の流れのフローチャート、チェックリストが記載され、分量は多いものの検索性は高い。

以上より、対応マニュアルへの記載が望ましい項目¹⁾の一案として、前述した6項目に、児童虐待の理解を深めるために「3. 虐待の発生要因」、「4. 虐待の影響」、「20. 統計資料・虐待相談」、「24. DV」の4項目、通告の推進のために「11. 通告義務」、「12. 通告先」、「13. 確証義務」の3項目、関係機関との連携のために「17. 相談・通告機関一覧」、「18. 事例紹介」、「21. 情報提供書等」、「22. フローチャートとその種類」、「23. 要保護児童対策地域協議会」の5項目、虐待予防のために「15. 虐待の予防策」の1項目を加えた合計20項目が挙げられる。しかしながら、多くの関係機関を対象とすると分量および情報量が多くなり、検索

性が低く、読みにくく活用しにくいマニュアルになってしまう¹⁸⁾。関係機関においては、所属する自治体の作成した対応マニュアルに基づき、コンパクトで検索性が高く機関の実情に合わせた対応マニュアルを作成すること^{4,19)}で、さらなる児童虐待防止および対応の向上につながると考えられる。

V. 結 論

今回の研究では、東北6県と茨城県の対応マニュアルの有無・内容を、各自治体の児童虐待相談対応の現状と照らし合わせて比較検討した。各自治体によって公開方法、分量、記載項目に差がみられた。本研究において、対応マニュアルの一案として児童虐待に関する合計20項目の記載を挙げ、これらをウェブ上に公開することで、ネット環境下にある誰もが閲覧して活用できるため、さらなる普及につながると考えられた。今後は、他の自治体による対応マニュアルについてや、市町村における児童虐待の傾向などについても検討していきたい。

利益相反に関する開示事項はありません。

文 献

- 1) 厚生労働省. “子ども虐待対応の手引（平成25年8月改正版）” <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>（参照2018-09-01）
- 2) 厚生労働省. “平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞” <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>（参照2018-09-01）
- 3) 清水美紀. 児童虐待に関する地域間比較—『平成27年度福祉行政報告例』データの分析—. 社会保障研究 2017；2：279-308.
- 4) 諏澤宏恵, 山田和子. 地域保健における保健機関の児童虐待予防の取り組みと課題—平成13年度「児童虐待及び対策の実態把握に関する研究」調査データより—. 小児保健研究 2005；64：699-708.
- 5) 安河内美樹, 笠原正洋. 教職員・保育者を対象とした児童虐待防止マニュアルの内容分析と課題. 中村学園大学発達支援センター研究紀要 2016；7：57-69.
- 6) 青森県. “児童相談2017（平成28年度実績）” <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>

- //www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/chuojiso/files/jido_soudan2017.pdf (参照2018-09-01)
- 7) 岩手県. “岩手県における児童虐待対応について” http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/059/056/3siryou1-1.pdf (参照2018-09-01)
 - 8) 宮城県. “虐待種類別相談件数の年度別推移” <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/641015.pdf> (参照2018-09-01)
 - 9) 宮城県. “経路別相談件数の推移” <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/641018.pdf> (参照2018-09-01)
 - 10) 秋田県. “平成29年度版業務概要 (平成28年度実績)” <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2787211> (参照2018-09-01)
 - 11) 山形県子育て推進部. “山形県の児童虐待相談の状況 (平成28年度)” <https://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/jidougyakutaisoudann/jidougyakutai/H28gyakutaisensuu.pdf> (参照2018-09-01)
 - 12) 福島県. “県児童相談所における児童虐待相談の状況 (平成28年度)” https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/224864_513799_misc.pdf (参照2018-09-01)
 - 13) 福島県. “児童相談所「相談件数等データ集」” <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/soudan-data.html> (参照2018-09-01)
 - 14) 茨城県子ども家庭課. “本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数等” https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/kodomo/jifuku/stat/documents/05_child_abuse.pdf (参照2018-09-01)
 - 15) 独立行政法人統計センター. “政府統計の総合窓口 (e-STAT)” <https://www.e-stat.go.jp/> (参照2018-09-01)
 - 16) 上野加代子. 児童虐待の社会学. 小児科 2010; 51: 117-124.
 - 17) 岩手県要保護児童対策地域協議会. “児童虐待防止アクションプラン (2016~2020)” http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/059/056/3siryou2-5.pdf (参照2018-09-01)
 - 18) 迫田恒夫. 「虐待対応マニュアル」の作成と活用をどう進めるか. 教職研修 2004; 33: 40-43.

- 19) 日本学校保健会. 子供たちを児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—. 東京, 2014.

[Summary]

To elucidate the characteristics and debatable points regarding descriptive manuals for child maltreatment published by local municipalities in Japan, we conducted review analyses of the last 5-year trends, types and notification about child abuse cases among prefectures in Tohoku district (Aomori, Iwate, Miyagi, Akita, Yamagata, and Fukushima) and Ibaraki prefecture, in addition to comparing their publicly released manuals for preventing and responding to child maltreatment. The number of child abuse cases had increased in 5 prefectures excluding Miyagi and Yamagata prefectures. There were 5.2 (the most) and 2.0 (the fewest) abuse cases per thousand population under eighteen years of age for one year in Aomori and Yamagata prefectures, respectively. The number of cases classified as psychological abuse ranked highest, and institutions such as police department made the notification the most in all prefectures. All except Akita prefecture published the manuals. Aomori, Iwate, Yamagata, Fukushima, and Ibaraki prefectures posted the manuals on their websites. All manuals had 7 items comprising the definition and types of abuse, points to be checked to detect abuse, and so on. This investigation revealed that there were some differences in terms of publishing methods, quantity, and items among the manuals published by the prefectures. We consider that a manual for preventing and responding to child maltreatment should include a total of 20 items, such as abuse-occurrence factors, the notice obligation, lists of organizations concerned, and ways to prevent abuse, in addition to the above 7 items. Further, the manual should be posted on the prefecture website, because it may have more of a deterrent effect on child abuse if one could refer to it more readily.

[Key words]

child maltreatment, intervention manuals, a comparative study